

## 平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 3 回会議要旨

### <開催日>

平成 26 年 10 月 7 日（火）

### <場所>

第 2 分庁舎分館 1 階会議室

### <出席者>

外部評価委員（11 名）

名和田委員、荻野委員、金澤委員、小菅委員、斉藤委員、中原委員、野澤委員、福井委員、藤野委員、鱒沢委員、山田委員

事務局（5 名）

中山行政管理課長、羽山主査、三枝主査、榎本主任、松本主任

### <開会>

#### 【会長】

平成26年度第3回新宿区外部評価委員会を開会します。

今回は、前回に引き続き経常事業の外部評価を取りまとめていきます。

その後、今年度の外部評価実施結果報告書の書式について審議を行います。

では、議事に入ります。

経常事業評価の取りまとめです。前回は、「適当でない」と付いた項目のある事業を取りまとめたので、今回は残りの経常事業が対象となります。

全ての事業について説明を受ける時間はありませんので、本日までに各自でお読みいただいた部会の意見に対し、意見や質問があれば適宜出していただくのを基本的な流れとします。ただし、第2部会が担当した経常事業123「普通学級の管理運営（小・中学校）」及び第1部会の担当した332「住宅資金の融資あっ旋利子補給」については、部会での審議の結果、委員会全体で調整する必要があるとされたため、個別にみていきます。

では、何かご意見があればお願いします。

#### 【委員】

第1部会及び第2部会の評価には「協働」にあまり意見がない印象を受けます。区民の意識、協力が高まることで行政サービスの効果が高まる視点から、協働の欄にもう少し意見があっても良いのではないのでしょうか。

また、第2部会の担当した167「高齢者健康増進事業（マッサージサービス）」及び168「高齢者健康増進事業（ふれあい入浴）」については、「総合評価」に意見がありませんが、これも何か意見したほうが良いのではありませんか。

**【会長】**

ありがとうございます。

「総合評価欄」については、必ず意見するのが原則でしてでしょうか。

**【事務局】**

各委員でご作成いただくチェックシートには、必ず「総合評価」に何らかの意見を記入していただくようになっていますが、外部評価結果についてはそういったものではありません。

**【委員】**

「その他意見」などに付されている意見を、総合評価に持ってきても良いと思うのですが。

**【委員】**

「その他意見」に付した意見については、マッサージ事業の持つ本来の目的とは別の視覚障害者との交流の場や視覚障害者の社会参加の場としての機能についてや、ふれあい入浴の対象年齢の検証を求めるものなど、外部評価の範囲からは多少はずれた部分であるため、「その他意見」としました。

**【委員】**

であれば、区民の視点や意識を喚起して、大事な事業だから皆で考えていきましょうという形にまとめてはいかがでしょうか。

**【会長】**

168については、部会での議論の跡がみえますし、「総合評価」に意見がなくとも問題はないように思います。一方で、167についてはあまり意見がありませんね。

**【事務局】**

基本的に、内部評価と視点にずれがなく、「適当である」と評価したものについては、特に意見を付す必要はないものとしています。ですから、事業についての意見や要望ではなく「評価する」というだけの内容であれば、チェックシートにあっても特に載せません。

また、「総合評価」に付された意見であっても、今後の取組を求めるものであれば「今後の方向性」に移したり、内部評価に直接関係のないものは「その他意見」に移したりします。

**【会長】**

167の「その他意見」については、「事業の方向性」にあっても良いように思うのですが。

**【事務局】**

こちらについては、先ほど委員からもあったとおり、部会の審議の中で、「その他意見」に付すよう整理されました。

つまり、事業の方向性で書いた場合には、その方向性が適切ではないという意味合いが込められてしまう場合があります。部会では、そうではなく、現状を良しとしながらも、ニーズに応じた有益な事業としてやってほしいという意味を込めて「その他意見」とされました。

**【会長】**

確かに、「事業の方向性」に付されている意見は、「利用者にアンケート調査等を実施し、利用者の声を聴くことも必要ではないか」という提案の形になっていますね。

では、第2部会としてあえて「その他意見」に付したとのことなので、これで問題はないように思いますが、いかがでしょうか。

**【委員】**

事業内容を評価し、応援をする形の意見を付すことは問題ないのですよね。

**【会長】**

もちろん良いでしょう。

そういう意見もたくさんあります。

結論としては、「総合評価」欄に意見がなくとも問題はないでしょう。第3部会も、143「運動広場の開放」などは「総合評価」がありません。どの項目に意見するのは、部会の審議を踏まえて、部会長と事務局で調整をしているので、違和感があるところはこの場で積極的に意見していただければと思います。

それから、第1部会及び第2部会の評価について、「協働」欄への意見が少ないのではないかというご意見についてはいかがでしょうか。協働については、区長も随分重視している視点です。

一方で、協働については、事務局が何が協働に当たって何は当たらないのかという一定の方針をまとめて、各所管課はそれに沿って内部評価をしていますから、外部評価委員会としては意見が言いづらい状況があったようにも思います。

例えば、指定管理者制度に関する事業は協働から除くとなっているのですが、指定管理者が行っている事業の性質によっては、「協働」の視点から評価してみたいものもありました。

なので、「今後に向けて」に総括的な意見を書いてはどうかと思うのですがいかがでしょうか。  
<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

**【委員】**

第1部会が担当した332「住宅資金の融資あっ旋利子補給」については、基本的に終わっている事業で、評価できないと思うのですが。

**【会長】**

今のご意見は、正しく先ほど申し上げた全体で調整が必要なところになります。

この事業は、本体部分である資金融資あっ旋自体は既に終わっています。貸した以上利子が付くので、確定した利子を補給し続けていく、利子補給の事業です。ですから、もう裁量の余地も、政策的な判断が介入する余地もありません。

このような事業については、評価する意義は乏しいのではないかという審議が第1部会でされました。その内容は「その他意見」に書かれているのですが、これに加えて、「今後に向けて」でも一般論としてまとめてはどうかというご提案がされています。

例えば、「ある事業に付随している事業であって、政策的な考慮や裁量の余地が全くない事業については、外部評価の対象とする意義は乏しいのではないか。」といった意見であれば、区に受け取ってもらえるように思います。

この件について、何かご意見があればお願いします。

**【事務局】**

第1部会は、昨年度も「木造住宅の密集地区整備促進事業の利子補給」という、同様の利子補給のみの事業を評価していただきました。これも、既に事業は終わっていて、淡々と利子補給のみを行う事業です。ちなみに、こういった事業は、議会でも「債務負担行為」として議決しています。そのような性質の事業について、外部評価しても何も言う余地はなく、評価する意義がないのではという意見は、外部評価委員会の総括的な意見としてだしていただければと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。

**【委員】**

基本的には会長や事務局のご意見のとおりだと思います。  
ただ、それには評価を始める前に判断する必要がありますから、外部評価の対象事業を選定するときに留意が必要だと思います。

**【会長】**

そうですね。原則が確立されれば、そのような判断もできると思います。

**【委員】**

そのような事業はたくさんあるのでしょうか。

**【事務局】**

利子補給事業というのは幾つかありますが、それほど多くはありません。

**【委員】**

あらかじめチェックはできるのでしょうか。

**【事務局】**

例えば外部評価委員の報酬など、審議会経費のみの事業などは現在でも外していますので、事前に意味なしとなれば、事務局で対象外に整理してしまいます。

**【委員】**

そうですね。事業名だけをみても、審議したほうが良いのか分からない事業もありますから。

**【委員】**

必ず「利子補給」という名前が付いているわけではない。

**【事務局】**

そうですね。  
そのほかにも、債務負担行為として整理されているもの、例えば、複数年に渡って工事する事業で、既に契約が確定しているものについては、その工事部分について評価するのはあまり意味がないように思います。

**【会長】**

利子補給ではない事業もあるのですね。確かに、ほかにも裁量の余地がない、政策判断の余

地がない事業があったような気がします。では、文言等は部会長と事務局で調整するとして、外部評価委員会としてはそういった意見を出し、事務局には対応を検討していただきたいとします。

<異議なし>

【委員】

基本的に住宅資金など数十年の非常に長期に渡る事業で起こってくる問題ですよ。ですから、もう少し短いものであれば、利子を払う事業であっても対象になることもある。

【会長】

そうですね。本体事業が続いていれば、評価の対象になるでしょう。

【事務局】

むしろ、それは十分やっていただきたいと思います。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

336「被災者支援施設の運営」について、この事業は火災と震災の両面で問題が発生するものだと思うのですが、内部評価も外部評価も震災について触れられていません。これは良いのでしょうか。

【委員】

この事業の対象は、一般的な火災で、大規模震災は想定していません。

【委員】

大規模震災は想定しなくて良いのでしょうか。

【委員】

大震災を想定するのであれば、このぐらいの規模では意味がありません。事業名からはいかにもという感じではあるのですが、あくまでも、火事で焼け出されてしまった人の一時的に身を寄せる場所を確保する事業です。

【委員】

関連して、今年度の第1部会では、事業名がたびたび議論になりました。昨年度も委員会として意見したのですが、事業名と内容が合っていないものが多いように思います。この事業についても、ご指摘のとおり「被災者支援施設」とみると、あたかも大規模震災の被災者も対象であるようにみえてしまいます。

【委員】

事業名からは、火事のこととは思いませんよね。

【委員】

今後事業名を検討する際にはぜひ注意してほしいと思います。

【会長】

法律等で定められている文言であれば、変えるのは難しいかもしれませんが、この事業なら

ば問題はないと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

では、冒頭で申し上げた、第2部会で全体での調整が必要とされた123「普通学級の管理運営（小・中学校）」について審議します。

「その他意見」に「現在、学校施設は教育活動だけでなく地域活動や生涯学習活動のためにも用いられている。一方で、光熱水費の支払は教育委員会が一括して行っていることもあり、節電・節水等の取組は教育活動の現場でのみ行われている傾向がある。今後は、地域活動や生涯学習活動を行う団体に対しても、それらの事業を所管する部署と連携して節電・節水を働き掛ける必要があるのではないか。」との意見が出されています。こちらについて、第3部会の評価した事業に関連があるとのこと。

まず、事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

はい。

現在、教育委員会では節電・節水に向けた積極的な取組を行っています。例えば、特定規模電気事業者（PPS）から、環境に優しい電力を購入しているほか、児童・生徒への働き掛けや教職員等への指導などを行うことで、節電・節水への意識が高まっています。委員からも、実際に学校に行くと、児童・生徒の関心の高さに驚かされるといったご意見をいただいています。

一方で、学校開放等については、地域活動の妨げになってはいけないとの観点から、これまでは、教育委員会からの積極的な働き掛けは行われていません。

そのため、教育委員会と学校開放等の所管である地域文化部等との連携による取組を、地域活動や学校開放の活動に支障の出ない範囲内で行うことが、環境の面からも、効果的・効率的な事業の面からも必要ではないかというご意見をいただきました。

ついでに、第3部会の担当した142「学校施設の活用」についても、同じ趣旨の意見を付す必要がないか、審議したいとのことで、本日提案いたします。

説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

**【委員】**

教育委員会での取組の成果というのは、何かで把握しているのでしょうか。

**【事務局】**

例えばPPSの導入効果などについては、事業者から報告を受けています。

**【委員】**

教育委員会は、そういった取組を各家庭へ波及させるようなこともしているのでしょうか。

**【事務局】**

PPSなどは、現在のところ一定規模以上の電力契約がなければ導入できないのですが、環境配慮のための各種教育等は、保護者にまで伝わるように取り組んでいます。

【委員】

実際に、地域活動や生涯学習活動の団体に、節電や節水を求めなければいけない状況はあるのでしょうか。

【委員】

防犯の観点もあるのですが、使用する教室とそこにつながる廊下だけでなく、必要以上に照明を付けているような印象があります。

【会長】

具体的に視察や検証をしているわけではありませんから、第2部会としては、目に余るような状況があるということではなく、一般的な節電・節水という観点から意見を付してはどうかということだと思います。

【委員】

改めて見返しても、確かに142の内部評価にそういった観点はありませんから、意見する必要があると思います。

【委員】

123では、一層の節水・節電については、内部評価の「改善の方向性」にも書かれています。それだけ学校教育の中では節電・節水に力を入れているのに、社会教育や生涯教育で使う方には何もいわないというのも、適正な管理運営の視点からは問題があるように思います。また、学校開放などは学校をほとんど使っていないときに行うため、必然的に夜間や休日が多くなります。そのため、節電・節水の大きな効果が見込めると思います。社会教育や生涯教育で使う方が節電・節水をしていないということではないのですが、働き掛けは必要でしょう。

【委員】

趣旨は理解できました。

142「学校施設の活用」の「事業の方向性」や「総合評価」に意見しても良いのではないのでしょうか。

【会長】

そうですね。

では、142について、123と平そくを合わせて「節電・節水に留意していただきたい。」という意見を記載しましょう。

<異議なし>

記載する項目については、部会長と事務局で調整します。

ほかにはいかがでしょうか。

【事務局】

先ほど部会長からあった「協働」の方針について、各部に指示した内容をご説明してもよろしいでしょうか。

**【会長】**

お願いします。

**【事務局】**

はい。

行政評価における「協働」の捉え方については、昨年度も外部評価委員会からご指摘をいただいたところ です。

協働を最も広い概念で捉えると、行政の業務の民間へのアウトソーシング、行政から民間へという方向性、民間からノウハウを導入するという行政への流れ、民間と地域とがともに一つの目的に向かって進めていくこと、これらも全てカテゴリーに入ります。したがって、共通の目的で複数の団体等が活動するのであれば、区との関係だけでなく、企業とNPOの関係やNPOとNPOの関係なども「協働」であるという捉え方も、一つの正しい考え方です。

一方で、評価における「協働」については、行政と地域とが双方向性を持ってやっているもののみを捉えています。したがって、区と指定管理者の関係、区と民間委託の関係といったものについては、一旦協働の概念から外しています。これは、委託や指定管理については、基本的には相手方に裁量権がない、つまり、相手方に自主性・対等性がないことからです。

部会の議論の中では、指定管理者が地域と協働して実施している事業は、いわば指定管理者が区に成り代わってその施設を運営しているのだから協働と捉えて良いのではないかといったご意見もいただきますが、その辺については、現状では説明欄でフォローをしています。

このように、評価上の協働の概念としては、区側が何かを指示するようなものや、相手方との対等な関係が保てないようなものについては、協働とはしない形で整理しています。一般的な協働の概念よりはかなり狭いのですが、ご理解いただきたいと思います。

説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。

協働については、区長も非常に重視をされており、外部評価委員会としても常に念頭に置きながら評価をしなければいけません。そのためには、評価における協働の概念を明確にしないと、議論の行き違いや、所管課と委員会との思いの違いが発生し、評価作業が複雑化するおそれがあるので、理念上ないし政策上の協働の概念を明確化するよう、昨年度の外部評価などで要望していたところ です。

その結果として、事務局が、先ほど説明のあったとおり、ある意味狭いながらも、所管課がしっかりと評価作業を行うことのできる明確な定義を検討しました。それに基づき、我々も今年度の外部評価を進めてきたわけですが、この定義についても、これだと狭過ぎるとか、これはこれで良いとか、改めて意見を言っても良いのではないかと思います。特に、民間開放や指定管理者制度を使った場合には、最終的な責任は区が負うこともあるので、何らかの外部評価を、協働的な観点からすることも考えられるでしょう。具体的な審議は今後行いますが、今の説明はそのための基盤となりますので、ご質問があればお願いします。



**【委員】**

区では指定管理者制度をかなり活用して事業を展開していますよね。指定管理者への評価はどのように行っているのでしょうか。

**【事務局】**

指定管理者や施設の管理運営状況の評価については、各施設所管課が毎年度行っています。また、指定期間の最終年度には、外部委員による評価を行っています。

**【会長】**

指定管理者を協働から除いたのはそういう趣旨もあるのですよね。外部評価以外のところでしっかりと評価システムがあるのです。そういった、外部評価委員会以外の評価システムがある事業は、ほかにも幾つかあります。

**【委員】**

外郭団体が指定管理者となっている施設についても同様ですか。

**【事務局】**

はい。施設ごとに、そのような形で行われています。

**【委員】**

職員だけでも相当な数があるし、事業も相当な数をやっていますよね。

**【会長】**

そういったものは、ほとんどが第3部会の領域なので、それについてもいろいろと議論しました。

**【事務局】**

はい。

事業そのものももちろん関わってくるのですが、事業やサービス評価という観点ではなく、施設の管理や事業でみたときに指定管理にすることが良いのかとか、指定管理料の設定、支出は適正かといった、行政としての評価の視点から評価をしていただきました。内部評価でも、経常事業であれば予算事業シートの中で分析が行われていますので、それをチェックしていただいています。

**【委員】**

協働を外部評価するときに、どこまで意見して良いものなのでしょうか。例えば、区が「対象外」としたものに意見したり、「実施済」としたものに対して、それでは足りないから、もっと地域の人に声を掛けて一緒にやってはどうかとか、そういう提案をしたりすることはできるのでしょうか。

**【会長】**

協働欄で我々が何を言えるのかということですね。

**【委員】**

はい。どこまでを言って良いのか、悪いのか、よく分かりません。例えば、外部評価委員会とは別に、区の事業にボランティアで参加しているのですが、そこまで踏み込んで意見して良

いのかとか、内部評価だけでは分からないことまでも言ってよいのかとかです。

**【会長】**

少なくとも、内部評価で「対象外」としたものに対して「対象外ということはないでしょう」とか、「実施済」としたものに対して「これでは不十分なのは」といったことはいえると思います。

**【委員】**

内部評価を外部評価するという立場から、内部評価が「対象外」としたことに對して意見をすることもできる。

**【会長】**

率直に「本当に対象外なのか」とか、「こんなことも考えられるのではないか」と感じるのであれば問題ないと思います。

**【委員】**

協働は、基本的には行政と民間との関係になりますが、民間というのは個人レベルもあれば団体レベルもありますよね。私たちは正に区民で、そういった柔軟さはすごく持っていますから、「協働をもっと取り入れると良いのではないか」と促すという視点は、あったほうが良いと思います。

昨年度もそうだったのですが、内部評価をみていて、「協働」が「対象外」となっているものについて、それは違うのではないかと感じる場合があります。例えば、指定管理者は、原則としてプロポーザルで選定しますよね。ということは、施設で実施する事業、いわゆるソフトの部分に関しても、より良い施設にするためのアイデアを事業者が提案して、それをやらしてもらおうというところを選んでいるのだと思います。それが協働ではないというのはおかしいとすごく感じます。協働事業提案制度は協働ですよ。プロポーザルで民間のノウハウを導入する面では変わらないのですから、指定管理も、例えばNPOのノウハウを採択して指定管理をお願いするようなものは、協働であるべきだと思います。

ぜひ、この辺りを変えていただくとともに、職員の方にも、ここは民間の良いところを使っているのだといった意識を持ってほしい。その良いところを更に伸ばして、活用しようと考えてることで、お互いを知り合える機会にもなるし、より良い事業になっていくと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。

確かに、内部評価が「対象外」とした理由には違和感を覚えることがありました。私は特に、「専門性が高いから」というものですね。健康部の事業に多かったように記憶しています。

また、先ほどご意見があったように、指定管理については、率直に腑に落ちない感じがします。そこで行っている事業は区民との協働が重要な構成要素になっているのに、センターの管理運営手法そのものは指定管理者制度によるものだから協働の対象外にするという仕方です。果たして我々が感じていたわだかまりがとれるかどうか、私も考え中です。いずれにせよ、「今後に向けて」のところで何らかのことを書きたいと思います。事務局としては、現在のすっきり

した整理で、所管課と円滑なやりとりはできているのですが、外部委員会としてはこういう意見が割と多いので、知恵を出していただきたいと思います。

【委員】

先ほど事務局から説明のあった事項については、所管は理解しているという認識で良いのでしょうか。

【会長】

それはできていると思います。

【事務局】

所管には、評価についての説明会の中で説明しています。

【委員】

事務局の設定した方針に意見するのは、外部評価としてはややみ出すような気もしますが、行政サービスのクオリティーや区民の満足度全体を高めるという問題意識から、第3部会では協働についていろいろな意見を書いているのだとご理解いただきたいと思います。

【会長】

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

今の協働についてのように、部会によって基準が違っているということは、今後経常事業評価を取りまとめるときには問題にならないのでしょうか。ここでの議論を見ていない人たちが外部評価を見たときに、事業によって何か違うように思われてしまう危険性を感じます。今年度はできないにしても、来年度の評価に当たっては、一定の基準を設ける必要を感じます。

【委員】

そのために、全体会での調整をするのではないのでしょうか。

【会長】

そうですね。ここがすり合わせの場となります。

【事務局】

全体会と部会の取りまとめ案について全体でレベル合わせをしていただければと思います。

【委員】

レベルもそうですが、文章のつくり等も全く違う感じがします。例えば、第3部会では「何々されたい」というふうな文末が多いのですが、ほかの部会ではこのような表現はありません。読み手からは「してほしい」と「されたい」では全く違う印象を受けます。しかし、時間の都合上、全体会でそこまですり合わせるということは事実上不可能です。こういったところの調整は部会長と事務局にお任せすることになるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。これまでもそうなのですが、最終的な文章等に付いては会長始め部会長と事務局で調整いたします。

【会長】

全体会に臨むのに当たって、各部部长と事務局の間では調整をしています。事務局は全ての部会の意見の取りまとめに関わっていますから、ここである程度のレベル合わせはされていると思います。

一方で、部部长同士でのすり合わせというのは行っていませんし、部部长だけが集まる機会というのも設けていません。この辺りは、今後の課題の一つではないかと思います。

それから、先ほど内部評価について、経常事業評価に臨む基本的な態度やスタイルが十分に定まっていないように感じると言いましたが、それは外部評価委員会にも言えることです。その辺も踏まえて、自らに対する提言として「今後に向けて」に書ければと思います。

**【委員】**

確かに、部部长間での調整というのは重要かもしれませんね。

**【会長】**

部会間の平均化は課題ですね。

**【事務局】**

各部部长はそれぞれの部会での議論や委員の思いを反映して取りまとめますから、横並びで見ると、結果的にニュアンスが違ってしまふのはやむを得ないようにも思います。

**【委員】**

とはいえ、うまく取りまとめないといけません。

私たちは部会ごとの違いというものを理解していますが、これが外に出たときに一貫性がないような印象を与えるのはまずいですから。

**【会長】**

確かに、第3部会是指標の設定や協働に関する意見が多かったり、「効果的・効率的」への意見が多かったりするように、意見をまとめたときにどの欄に記述するかという判断にも、ばらつきがあるかもしれません。その辺のスタイルもあまり一定していませんから、部部长だけで研修会をやったほうが良いのかもしれませんが。

**【委員】**

部部长ごとに取りまとめの方法等も違いますよね。

**【会長】**

個性が反映されることはある程度避けられませんから、報告書の統一性を損なわないようなやり方を考える必要があると思います。

**【委員】**

多少違って良いのではないのでしょうか。もちろん、横ぐしを入れるよう努力をすることは必要ですが、限られた時間の中で部会ごとに一生懸命検討し、まとめた成果なのでですから、部会によって多少の違いがあっても、それをいかしていきたいと思います。それで批判されるのであれば、それもやむを得ないでしょう。

限られた時間と制約の中で、精一杯やったのだということを評価していただきたい。あまり整理すると、かえってやりづらくなるように思います。

**【会長】**

一方で、対外的な文書なので、どこまで「多少」といえるのかがポイントになります。

**【委員】**

個性は当然出てきますよね。

**【委員】**

部会長に一任します。

**【委員】**

我々の任期は限られているのですから、見直しが必要なのであれば、次期の委員に引き継がれるときに変わってくるのだと思います。今はこのやり方が最高だと思ってやっていたほうが良いのではないのでしょうか。何年か先には、同じような評価でも違う形の文章が出てくる可能性もあるわけです。人間はみんな個性の塊ですからね。ですから、各部会で決まった文章はそのままで良いと思います。

**【会長】**

では、今の件は、今後検討すべきこととして「今後に向けて」に何らか、例えば「部会ごとの個性を認めた上で、最低限のルールはきちんと共有してやっていきます。」といったことを書いた上で、今回については、これまでどおり3人の部会長と事務局で調整することよろしいでしょうか。

<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

では、経常事業の取りまとめは以上とします。

ただ今の議論について一言感想を述べますと、部会長の個性というのは、最終的に各委員の意見をどのように引き出そうとしているのか、そのやり方ではないかと思います。例えば、私の前の会長は、委員に自由に議論をしてもらって、最後にコメントを言う手法でした。他方、私は割と地べたでやっているんで、発言された方の思いを受け止めたい気持ちが強くあり、積極的に応答します。今の意見にはこのようなすばらしい意義があるということを確認したがるのですね。その結果、部会が比較的長引きやすくなります。そこは、どのやり方が一番良いということは恐らく言えなくて、各部会長がそれぞれの確立したやり方で委員の意見を引き出しているということなのだと思います。その結果として、十分な水準の部会報告が出てきているのであれば、そこは個性で良いのかなと思います。

では、次の議事に入ります。

外部評価実施結果報告書のフォーマットについてです。

まず、事務局からご説明をお願いします。

**【事務局】**

はい。

フォーマットの案をお手元にお配りしていますが、これは、昨年と同様のもので、全く変えていません。

一番上にその事業の位置付けられている基本目標、個別目標及び基本施策が載ります。その下に、経常事業番号と事業名が載ります。その下に、内部評価と外部評価の結果を、対照になるように記載します。これに当たっては、外部評価がより分かりやすくなるよう、太枠で囲んでいます。

評価の理由や意見については、外部評価が「適当でない」としたものを先に、それ以外のものが後に来るようにしています。

説明は以上です。

昨年と同様で問題ないか、ご意見をいただきたいと思います。

**【会長】**

ありがとうございました。

昨年のフォーマットに違和感のある方がいれば、ご意見をお願いします。

内部評価とは違い、1事業1ページというわけではないのですよね。

**【事務局】**

そうですね。

**【会長】**

無駄を省いて、何も記載のない項目にわざわざ空欄を設けるようなことはしない、そういう考え方のフォーマットです。

特にご意見はありませんか。

では、昨年度と同じフォーマットで取りまとめるということによろしいでしょうか。

<異議なし>

次に、「今後の予定について」、事務局から説明があるとのことでした。

事務局、お願いします。

**【事務局】**

はい。

今回で経常事業の取りまとめが終わりましたので、次回以降の審議で計画事業の取りまとめが終われば、今年度の審議は一段落になります。

それ以降になりますが、今年度も来年度の評価に向けて視察を行っていただければと思います。視察は例年同様部会単位で行います。今後の全体会の中で、日程調整をしていただきますので、あらかじめ候補等をご検討いただければと思います。

また、取りまとめの最終回で、今後の外部評価の参考とするため、各委員から今年度の感想やご意見をお話いただく予定です。

最後に、来年度の評価対象についてです。

まず、計画事業は、第三次実行計画の策定に向け、区政運営編も含め、基本的には全件評価していただく予定です。区政運営編については、指定管理者制度や区の施設活用の事業が多いため、主に自治の担当である第3部会でご審議いただくことになります。

ただし、経常事業622「学校職員の福利厚生」については、教育に関する部分が多くなるた

め、第2部会の担当とすべきかと考えています。

来年度以降、改めて対象の一覧をご提示しますが、本日の時点でご意見等があればお伺いしたいと思います。

説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

今日もかなり出ましたが、皆さんからいただくご意見を基に、今年度の反省として、「今後に向けて」を記述していくこととなりますので、ご準備をお願いします。

ご質問等があればお願いします。

**【委員】**

質問ではないのですが、前回の「適当でない」と付いた経常事業の取りまとめに当たっては、多くの時間が第2部会の事業に使われてしまったので、計画事業は第3部会の事業についても十分な審議時間が取れるようにしたいですね。

**【事務局】**

事業数を比べても第3部会のほうが多くありますので。

**【委員】**

確かに、計画事業だと第3部会は三つある。

**【会長】**

基本的には同じリズムで進めることとなりますので、各委員予習をお願いします。

評価対象についてはいかがでしょうか。

ひとまず事務局案のとおりでよろしいですか。

<異議なし>

計画事業の全件評価については、外部評価委員会の方針として決定しているのですが、改めてみると、なかなか多いですね。全部をヒアリングするわけにはいかないと思います。

対象事業全体ではやはり第2部会が多いようですが、経常事業は今年度と同様、一定の割合で事業を抽出するという理解で良いでしょうか。

**【事務局】**

はい。全てを評価するわけではなく、一定の割合を抽出した上で、各部会で評価する経常事業と計画事業の合計数は、同程度になるよう調整する予定です。

**【会長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

では閉会とします。

お疲れさまでした。

<閉会>